

## 金沢北陵高校の生徒として

### <目標>

金沢北陵高校では、「時を守り、場を清め、礼を正す」をスローガンに、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を身につけた創造性豊かな人間の育成を目標としています。

入学する生徒全員が充実した高校生活を送り、希望する進路に進めるよう、まずは基本的な生活習慣を確立することが大切です。またすべての生徒が安心して学習や部活動などに取り組めるよう、次のような規則を定めています。

### 1. 服装について

#### (1) 制服

- ① 制服の加工・変形は禁止する。
- ② やむを得ず制服以外の衣類を着用する場合には、異装届を提出する。

#### (2) カッターシャツ・ブラウス

- ① カッターシャツ・ブラウスは学校指定のものを着用する。
- ② カッターシャツ・ブラウスの下に着るシャツは、他者から見て華美でないものとし、裾・袖が出ないようにする。

#### (3) 靴下

##### <男子>

- ① 白・黒・紺・グレー等の華美でないものとする。

##### <女子>

- ① 白・黒・紺・グレー等の華美でないものとする。
- ② ハイソックスは可とするが、極度に長いもの（膝が隠れるもの）、ルーズソックスは禁止する。
- ③ 冬季はタイツの着用が望ましい。ただし、黒のオーソドックスなものとする。

#### (4) 靴

- ① 通学時は黒・茶の革靴、華美でない運動靴等を使用する。
- ② 校内では、所定の上履きを使用する。

#### (5) セーター・ベスト

- ① 冬服期間中、制服だけでは寒い場合にセーター・ベストの着用を認める。ただし、黒・紺、グレーの無地、無柄のものとする。
- ② 襟はVネックで、ブレザーから裾が出ない長さとする。

#### (6) 防寒着

- ① 冬服期間中、制服だけでは寒い場合には防寒着の着用を認める。なお、登下校時のみの着用とする。
- ② 高価なものや遊び着的な要素をもつものは禁止する。

(7) 衣 替 え

期 間	服 装	備 考
4月1日 ～ 5月中旬	冬 服	必ずブレザーを着用
5月中旬 ～ 6月30日	移行期間	原則夏服とするが、長袖シャツ、ブレザーの着用を認める
7月1日 ～ 8月31日	夏 服	エアコンによる寒さ調整のため、教室内でのブレザーの着用を認める
9月1日 ～ 10月中旬	移行期間	原則夏服とするが、長袖シャツ、ブレザーの着用を認める
10月中旬 ～ 3月31日	冬 服	必ずブレザーを着用

2. 容姿について

- (1) 清潔感に欠ける髪型や相手に威圧感を与える髪型は禁止する。  
また、脱色・染色・加工変形（整髪料の使用を含む）も禁止する。
- (2) 化粧、眉の加工、まつ毛の加工、カラーコンタクト、マニキュアの使用などは禁止する。
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレットなどの装飾品は身につけない。
- (4) 整形手術は簡易なものを含めて禁止する。また、ピアスの穴をあけることも禁止する。

3. 所持品について

- (1) 鞆
  - ① 通常の登下校時には必ず鞆を持参するものとする。
  - ② 使用する鞆は特に指定していないが、学習用具を持ち運ぶのにふさわしいものとする。防犯のためファスナー付きの鞆を使用し、華美なもの袋状のものは使用しないこと。
- (2) 携帯電話
  - ① 学校敷地内は使用禁止とする。校舎内は、電源を切り、貴重品として生徒玄関ロッカーにカギをかけ保管すること。
- (3) 貴重品の管理
  - ① 金品などの貴重品は、常に身につけるか、貴重品袋などを利用してホーム担任に預けるか、個人ロッカーにカギをかけるなどして保管する。
  - ② ブランド品など高価なものを持参しない。
  - ③ 盗難、紛失などの不愉快なことがないように互いに注意する。
- (4) その他
  - ① 教科書・教材、制服（リボン・ネクタイ）など、自分の所持品には必ず記名する。
  - ② 遊具（ゲーム機、音楽プレイヤー、トランプ等）など学校生活に不必要なものを持ち込まない。

#### 4. 通学について

- (1) 登下校は交通ルールを守り、交通事故には十分注意する。
- (2) 自転車の利用について
  - ① 本校所定のステッカーを自転車後部のタイヤカバーなどの見やすい場所に貼る。また、自転車保険に加入する。
  - ② カギは「二重ロック」にするなど、盗難防止に努めること。
  - ③ 学校では、学年ごとに定められた駐輪場に駐輪し、決して他の場所に駐輪しない。また、駅などの公共の駐輪場を使用する場合は、規則やマナーを守って使用すること。
  - ④ ヘルメットを着用するよう努めること。
- (3) 通学には、電動キックボードの利用を禁止する。
- (4) 電車、バスなど公共交通機関を利用する場合もマナーを守り、他人の迷惑とならないよう、行動に気をつけること。
- (5) やむを得ぬ事情により、学校へ車で送迎してもらう場合は、坂道が狭く危険なので、坂の下までとする。校舎前までの送迎が必要な場合は、担任に申し出る。
- (6) 不審者に注意する
  - ① 日没後は集団で移動し、人気の少ないところを通らないようにするなど防犯に努める。
  - ② スマートフォンを見ながら歩いたり、イヤホンで音楽を聞きながら両耳をふさいだ状態で歩かない。
  - ③ 万が一、不審者に遭遇したら大声を出すなどして助けを呼び、警察に110番通報する。学校へも連絡する。

#### 5. 犯罪及び犯罪被害の防止について

- (1) 外出について
  - ① 外出する際は、行き先・用件・同伴者・帰宅予定時刻などを家族に告げておく。
  - ② 深夜の外出、保護者またはこれに準ずる人を伴わない外泊については禁止する。
- (2) スマートフォンの使用について
  - ① 学習や生活に影響が出ないように、自分で時間を決めるなど、適切に使用すること。
  - ② インターネットの利用にあたっては、SNS等に個人情報を特定できるような投稿をしないこと。また他人を誹謗・中傷したり、他人のプライバシーを侵害したりしないようにすること。
  - ③ SNS等を通して知り合った人と実際に会ったり、画像をやりとりしたりすることのないようにすること。
  - ④ フィルタリングを絶対にはずさない。はずれている場合は直ちにフィルタリングをかけること。
- (3) 法令、校則で禁止されている行為をしない
  - ① いじめ、暴力、器物破損、窃盗・万引き、薬物乱用、飲酒、喫煙、深夜徘徊、性の逸脱行動等の問題行動を起こさない。

## 6. 交通事故およびその他の事故防止について

### (1) 歩行者・自転車の事故防止

- ① 音楽プレーヤーを聴きながら、または携帯電話、ゲーム機を操作しながら歩行・運転しない。
- ② 並列走行、二人乗り、無灯火、信号無視、傘さし、携帯電話等の使用、ヘッドホンの使用等の運転は交通違反であり、絶対にしない。
- ③ 交通ルール・マナーを守り、被害・加害がないように注意する。

### (2) 自動車・バイクの事故防止

- ① 原付・自動二輪および自動車の運転は絶対にしない。また、友人・知人の運転する自動二輪車の後部座席にも乗車しない。
- ② 原付・自動二輪および自動車の無断免許取得については厳しく対処する。

### (3) 交通事故にあった場合

- ① 警察を呼び現場検証を受ける。
- ② 相手の氏名・電話番号、車のナンバーなどを確認しておく。
- ③ 学校に速やかに報告する。

## 7. アルバイトについて

- (1) 本校在学中は、学習、部活動などの学校生活に専念するものとし、アルバイトは原則として禁止する。無断無届アルバイトは特別指導の対象とする。
- (2) ただし、やむを得ない事情でアルバイトを希望する生徒は、ホーム担任に相談し、本校の許可を得ること。(生徒指導課で許可証を発行する。)

## 8. 運転免許の取得について

- (1) 本校在学中は、バイク・自動車の運転免許取得および運転を禁止する。
- (2) ただし、3年生の進路先が内定した者に限り、10月中旬から自動車学校の入校を許可する。所定の様式にて届け出ること。(生徒指導課で許可証を発行する。)
- (3) 免許取得後も本校在学中は運転を禁止する。

## 9. 「いしかわS&Pサポート制度」について

- (1) 「S&P」とは「スクール アンド ポリス」の略で、学校と警察が連絡や相談をおこなうことにより、生徒の非行防止および犯罪被害の防止とその健全育成を図ろうとするものである。
- (2) 本校生徒が何らかの形で犯罪や事故に関係し、警察事案になった場合、後日警察から学校へ連絡が入る。ただし、警察からの連絡は遅れるので、保護者と本人から速やかに学校に連絡し状況を伝えること。